# プラント状況確認結果(令和4年12月7日~令和4年12月13日)

令和4年12月14日福島県原子力安全対策課

令和4年12月7日~令和4年12月13日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電 所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報 告から大きな変動はありません。

## プラント状況(12月13日午前11時)

以下の項目について、実施計画\*に定める制限を超える測定値はありません。 また、県の楢葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら(県HP)を御覧ください。

場所	目的	監視項目*	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機※2
原子炉 <sup>※1</sup> (核燃料)	冷却	注水量(m³/h)	3.9	1. 7	3.5	_
		圧力容器 底部温度(℃)	19. 4	28. 7	23. 1	_
	未臨界確認	キセノン 135 濃度 (Bq/cm³)	1. 23 × 10 <sup>-3</sup>	検出限界値 未満	検出限界値 未満	_
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中	_
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0. 07	0. 13	_
使用済燃料 プール	冷却	水温(℃)	21. 4	20.6	*3	_

- ※1 直近データのみ記載。詳細は<u>東京電力のページ</u>を御覧下さい。
- ※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。
- ※3 全燃料取り出し完了により、計測不要です。
- (1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果 (12 月 13 日午前 10 時) 最小 0.323 (MP-6) ~ 最大 1.044 (MP-4) μSv/h ⇒計測地点の地図
- |(2) 発電所専用港内の海水中セシウム 137 濃度の測定結果(12 月 12 日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約0.39 Bq/L (港湾内東側)

- ~ 最大 1.8 Bq/L (遮水壁前)
- ⇒計測地点の地図
- |(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム 137 濃度の測定結果 (12 月 12 日採取分)

5、6号機放水口北側:検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.82 Bq/L 南放水口付近:検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.59 Bq/L ⇒計測地点の地図

#### |(4) 発電所敷地内の大気中セシウム 137 濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら<u>(東京電力HP)</u>を御覧ください。

## |(5) 1~6 号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム 137 濃度の測定結果(12 月 9 日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約4.7 Bq/L (5 号機) ~ 最大 4700 Bq/L (2 号機)

### トラブルの概要 (令和 4 年 12 月 7 日~令和 4 年 12 月 13 日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 汐見坂中間付近にてコンプレッサー及び発電機からの油漏えいについて

12月9日午後2時36分、発電所構内汐見坂中間付近にてコンプレッサー及び発電機から油らしきものが漏えいしているとの連絡が緊急時対策本部に入りました。 状況は以下のとおりです。

• 発生場所 発電所構内汐見坂中間付近

発見者 運転検査官漏えい範囲 約 10m×0.3m

・拡大防止処置 対応中 なお、側溝への流入はありません。

・漏えい継続の有無 コンプレッサー及び発電機から油らしきものが3秒に1滴程度で

滴下が継続している。

なお、コンプレッサー及び発電機の運転は停止している。

・双葉消防本部への連絡時刻 午後2時56分

なお、周辺に火気・可燃物等はありません。

現場を詳細に確認した結果、油らしきものは軽油であると判断しました。

・漏えい箇所 コンプレッサー燃料タンクの給油口

・拡大防止処置 路面に広がっている油については

中和剤及び吸着マットで処理完了

本事象については、富岡消防署により午後4時13分に「油漏れ事象」と 判断されました。

燃料タンクからの軽油抜き取りを行い、午後4時20分に給油口からの滴下が停止したことを確認しました。

#### \*実施計画及び監視項目に関する解説

#### 〇実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組(設備設置含む)について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

#### 〇注水量及び圧力容器底部温度

1~3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料(燃料デブリ)を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

#### 〇キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では 1 Bq/cm³以下であることが定められています。

#### 〇窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値(2.5%)よりも低いことを確認しています。1~3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

#### 〇水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では $60^{\circ}$ C(1 号機)または $65^{\circ}$ C(2、3 号機)以下で管理することが定められています。

(お問い合わせ 024-521-7255)